

## NEONERO事件 —真正商品の並行輸入として 商標権侵害の実質的違法性の阻却を認めた事例—

裁判例 知財高判平成30年2月7日(平成28年(ネ)10104号)  
(裁判所ホームページ知的財産裁判例集)(以下「本判決」という。)

かける法律事務所  
知的財産法研究会 弁護士 細井 大輔

### 第1 本判決を検討する意義

#### 1 並行輸入

並行輸入(parallel imports)とは、「外国で製造された商品を輸入するに際し、我が国における総代理店等によって国内に輸入するという流通経路を通らずに、外国で販売された商品を現地で購入した上、総代理店を通さずに総代理店以外の者が別ルートで輸入すること」をいう<sup>1</sup>。

#### 2 並行輸入と商標権

並行輸入と商標権に関し、最判平成15年2月27日民集57巻2号125頁(フレッドペリー事件)は、「商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害する(商標法2条3項、25条)」とする一方で、以下の①から③の要件に該当する場合、いわゆる真正商品の並行輸入として商標権侵害としての実質的違法性を欠くとした。

- ① 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること(第1要件)
- ② 当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであること(第2要件)

1 高部真規子・最高裁判所判例解説民事篇〈平成15年度(上)〉85頁

③ 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価されること（第3要件）

上記最判は、商標機能論を根拠に、いわゆる真正商品の並行輸入を肯定しているが、上記要件の解釈及びその具体的適用については、いまだ検討を要する点があるとされている<sup>2</sup>。

### 3 本判決の意義

原審である東京地判平成28年10月20日（平成28年（ワ）10643号）は、Y（被告/控訴人）商品の品質管理にX（原告/被控訴人/商標権者）が直接的又は間接的に関与する余地はなく、Y商品とX商品の品質に差がないということはできず、Yによる販売行為が、いわゆる真正商品の並行輸入として商標権侵害の実質的違法性を欠くとは認められないとし、Xの請求を肯定した。




これに対し、本判決では、上記最判を引用し、各要件の解釈を示したうえで、第1要件から第3要件をいずれも充足し、実質的違法性を欠くとしてXの請求を否定した。

本判決は、いわゆる真正商品の並行輸入に関し、実質的違法性を欠くことを認めた事例として、並行輸入の実務を考える上で参考になる。

## 第2 事案の概要等（本判決が認定した事実に基づく）

### 1 XのYに対する請求内容

本件商標権を有するX（原告/被控訴人/商標権者）が、Y（被告/控訴人）による商品広告にY標章を付して頒布する行為が本件商標権を侵害する旨主張して、Yに対して、商標法36条1項、2項に基づきYの商品の販売及び頒布の差止め並びに廃棄を求めた事案である。

本件商標	Y標章	PVZ社商標
本件商標 1 (登録番号5799743) NEONERO (標準文字)	Y標章 1 	欧州連合 (登録番号5914387)
本件商標 2 (登録番号5799744) PIZZO D'ORO NEONERO	Y標章 2 	

\*PVZ社は、平成20年5月1日から平成29年5月17日までの間において、PVZ社商標の欧州における商標権者であり、その製造に係る身飾品類を、「NEONERO」のブランド名（以下「本件ブランド」という。）下に、本件商標2と同一の標章を用いて販売している。

2 森川さつき「商標商品の並行輸入」（牧野利秋、飯村敏明、高部真規子、小松陽一郎、伊原友己編著『知的財産訴訟実務大系Ⅱ』（平成26年、青林書院）311頁）